

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			利用者の数計時 所定額を超えら る場合	看護・介護職員 の員数が標準に 満たない場合	2時間以上3時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合	3時間以上4時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護の前後に 日常生活上の位 置を行う場合	入浴介助を行っ た場合	生活機能向上課 員加算	個別機能訓練 加算	若年性認知症利 用者受入加算	介護改善加算	介護スクリーニ ング加算	口腔機能向上 加算	事業者同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら利用する者に 介護予防認知症 対応型通所介護 を行う場合	事業者が指定を 行わない場合					
イ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(1)	一) 3時間以上 4時間未満	要支援1	473	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	
		要支援2	523																	
		二) 4時間以上 5時間未満	要支援1																	456
			要支援2																	548
		三) 5時間以上 6時間未満	要支援1																	738
			要支援2																	624
	四) 6時間以上 7時間未満	要支援1	737																	
		要支援2	646																	
	五) 7時間以上 8時間未満	要支援1	856																	
		要支援2	566																	
	六) 8時間以上 9時間未満	要支援1	663																	
		要支援2	666																	
ロ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(2)	一) 3時間以上 4時間未満	要支援1	427	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	
		要支援2	474																	
		二) 4時間以上 5時間未満	要支援1																	447
			要支援2																	456
		三) 5時間以上 6時間未満	要支援1																	664
			要支援2																	740
	四) 6時間以上 7時間未満	要支援1	681																	
		要支援2	738																	
	五) 7時間以上 8時間未満	要支援1	758																	
		要支援2	658																	
	六) 8時間以上 9時間未満	要支援1	734																	
		要支援2	666																	
ハ サービス提供 体制強化加算	1) 3時間以上4時間未満	要支援1	248	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	
		要支援2	258																	
	2) 4時間以上5時間未満	要支援1	258																	
		要支援2	272																	
	3) 5時間以上6時間未満	要支援1	411																	
		要支援2	434																	
	4) 6時間以上7時間未満	要支援1	422																	
		要支援2	448																	
	5) 7時間以上8時間未満	要支援1	488																	
		要支援2	518																	
	6) 8時間以上9時間未満	要支援1	488																	
		要支援2	538																	
注			1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき、18単位を計算) 2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき、12単位を計算) 3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき、18単位を計算)																	
注			1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき、所定単位数×12.6/100.0) 2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき、所定単位数×15.0/100.0) 3) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき、所定単位数×4.5/100.0) 4) 介護職員処遇改善加算(4) (1月につき、所定単位数×3.0/100.0) 5) 介護職員処遇改善加算(5) (1月につき、所定単位数×1.5/100.0)																	
注			1) サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、及び介護職員処遇改善加算(1)～(5)は、支給限度管理の対象外の算定項目																	